

令和4年度こどもエコライフチャレンジ推進事業に関する仕様書

1 事業趣旨

本市では、次代を担う子ども達が地球温暖化問題について自ら考え、体験することを通して環境保全の意義、地球温暖化対策の必要性等を学ぶことができる「こどもエコライフチャレンジ推進事業」（以下「本事業」という。）を平成17年度から実施し、平成22年度からは、全市立小学校で実施している。本事業は、子どもの視点からライフスタイルを見直すとともに、家族ぐるみで地球温暖化防止に向けた取組を実践することにより、CO2排出量の削減を図ることを目的としている。

2 受託業務の内容

(1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」（以下「冊子」という。）の作成

この冊子は、本事業に係る授業の受講対象である全児童に配布し、全小学校において実施される授業（事前学習及び振り返り学習）及び児童がエコライフを実践する2～3週間程度の一定期間（以下「取組期間」という。）において活用されるもの。

作成に当たっては、地球温暖化に関する最新情報やSDGsの推進等を、児童に分かりやすく、親しまれるデザインや表現を用いたものとする。

13,000部を印刷すること。

(2) 学習用動画コンテンツの作成

全小学校において実施される事前学習及び振り返り学習の際に、教員による指導を支援する教材として作成するもの。

ア 事前学習用動画

小学4年生を対象とし、地球温暖化の現状及びメカニズムをはじめ、省エネ・節電の社会情勢、日常生活での環境保全活動など、地球温暖化問題の基礎について、視覚的に児童に分かりやすく説明する内容とすること。

収録時間は15分程度とすること。

イ 振り返り学習用動画

小学4年生を対象とし、児童が、冊子と(4)に記載するエコライフ診断書により、取組期間中の取組を振り返り、家庭における地球温暖化防止に向けたエコライフの実践継続につなげられる内容とすること。

収録時間は5分程度とすること。

ウ 学習用動画の配信

京都市立小学校教職員及び児童が使用する端末(使用ブラウザはMicrosoft Edge, Google Chromeの両方)から、インターネット回線を通じて視聴可能とすること。

(3) 冊子の配送

冊子は、事前学習の授業が実施される前に各小学校に確実に届くよう、梱包を行い配送する。また、各小学校に到着確認を行うこと。

対象となる学校数は、158校となる予定である。

(4) エコライフ診断書（以下「診断書」という。）の作成

事前学習の授業で習得した知識等を基に、児童が取組期間中に実践した内容を記入した冊子を、学校ごとに回収し、その結果を集計、分析したうえで、各児童の診断書を作成する。診断書には、各児童の家庭における地球温暖化防止の取組状況を、取組期間前後や市内全児童の平均と比較できるなど、児童自身の行動変化を分かりやすく記載するとともに、取組を継続していくためのアドバイス等を具体的に記載すること。

(5) 診断書の内容確認

(4)において作成した診断書は、誤記載の発生を防止するチェック体制を確立すること。あわせて、振り返り学習の授業を最初に実施する小学校については全数、他の小学校については、1クラス当たり5部以上をサンプル抽出し、作成した診断書の内容が、児童が取り組んだ冊子の内容を正しく反映しているか、複数の職員が確認すること。

(6) 診断書の配送

診断書は、振り返り学習の授業の前に各小学校に確実に届くよう、梱包を行い配送する。

(7) 小学校への対応

事前連絡、調整は、各校の担当教員へ電子メールやファクシミリによる送信など確実な方法で行い、実施に当たっての情報伝達、共有及び冊子、診断書等の送付に漏れがないか確認すること。

なお、市立小学校の事前連絡、調整については、京都市教育委員会指導部学校指導課（以下「学校指導課」という。）の協力を得られるものとする。

(8) 診断書電子化システムの構築（電子診断書作成ソフトの開発）及び、試行実施への対応

G I G Aスクール構想のもと、市立小学校におけるG I G A端末の配備など、小学生の学習環境の変化に対応するため、診断書電子化システムの構築（電子診断書作成ソフトの開発）及び、令和5年度の全校実施に向けた一部小学校（2～3校程度）における試行実施を行う。

次の要件に合う、システムを令和5年3月31日までに構築すること。

ア 児童がG I G A端末を使用し、エコライフに関する取組状況を入力をすることで、即時にエコライフ診断書の電子データ（PDF形式等）が端末上で作成・保存できるようにする。また、後日、入力データに基づき、各児童のエコライフ診断書の紙帳票を作成し、各校に配送する。

イ システム構築にあたっては、市立小学校に配備されているG I G A端末で利用可能なシステムであること。また、授業で利用する際に想定されるアクセスに耐えうるサーバーを確保すること。

ウ システムの構築にあたっては、京都市情報セキュリティ対策基準及び京都市教育委員会情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすこと。

なお、システム内では、個人情報を取り扱わないこととする。

エ システムの運用及び保守について、システムの管理、運用を円滑に行うため、運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備すること。

また、障害等発生時において、ソフトウェアベンダーへの確認等が必要な場合は、受託者において行うこと。

オ システム構築及び試行実施にあたっては、関係機関との調整の下、次のスケジュールに基づき、遂行すること。

《スケジュール》

4月～5月	診断書自動作成ソフト開発（原案作成）
6月～7月	〃（プログラム加筆・修正）
8月～10月	〃（稼働テスト）
10月～12月	試行実施（小学校数校で実施）
1月～2月	システム最終修正・確認・本番稼働
2月～3月	各校へ通知（システム導入について）

カ その他、システムの構築及び試行実施に関する詳細は、本市と協議のうえ、実施すること。

なお、本号に係る予算は約1,650千円（税込）を目安とする。

(9) 運営会議の開催

業務の円滑な遂行のため、本事業に関係する地球温暖化対策室、学校指導課等との関係者会議を月1回程度開催し、議事録を作成すること。

会議では、事前学習の実施校数等、その時点における事業実績を報告すること。

(10) 実績報告書等の作成

本業務に関する実施報告書については、令和5年3月末日までに提出すること。実施報告書には、令和4年度の業務の履行結果とともに、令和5年度以降の当該業務に関する将来展望とその具体的手法等についても記載すること。

様式は問わないが、視覚的に要点が分かりやすいように工夫すること。

(11) 私立小学校への対応

市内私立小学校から同事業の実施意向が示された場合は、市立小学校と同様に実施すること。実施にあたっては、地球温暖化対策室と協議のうえ、円滑に実施できるよう工夫すること。

3 事業スケジュール（診断書電子化システムの構築を除く）

関係機関との調整の下、次のスケジュールに基づき、事業を遂行すること。

《スケジュール》

4月～5月	市内全市立小学校に対する希望実施時期調査の実施 冊子及び学習用動画コンテンツの作成
6月	冊子の送付

学習用動画の配信

- 6月～2月 (各学校における事前学習の授業実施)
(各家庭におけるエコライフの実践(2～3週間程度))
学校ごとに冊子の回収, 集計, 分析, 評価の実施
各児童のエコライフ診断書の作成
学校ごとに回収した冊子とエコライフ診断書の送付
(各学校における振り返り学習の授業実施)

4 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

5 報告

履行期間の間に以下の成果物を提出するものとする。

- (1) 委託業務完了報告書(3部及び版下データ)
- (2) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」(3部及び版下データ)
- (3) 学習用動画データ
- (4) 診断書電子化システムの構築(電子診断書作成ソフトの開発)に係る成果物(システムデータ, 操作マニュアル等)及び, 試行実施に関する報告書

6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については, 本市担当職員と協議し, その指示に従うこと。
- (3) 作成した成果物(教材版下データ, 学習用動画データ, 診断書作成プログラム, 委託業務完了報告書等)の一切の権限は本市に帰属する。
- (4) 診断書電子化システムの構築(以下, 「システム構築」という。)に関する著作権その他権利については, 本市に帰属するものとし, 受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。
- (5) システム構築において, 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は, 受託者の責任において, その権利の使用に必要な費用を負担し, 使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。
- (6) システム構築において, 本市に帰属しない著作物がある場合にあっては, 受託者は, 本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし, この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。
- (7) 受託者は, 本仕様書によるほか, 「電子計算機による事務処理等(システム開発・保守)の委託契約に係る共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に従い本業務を遂行すること。

なお, 本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は, 本仕様書に定める内容を優先するものとする。

(8) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議すること。